

人員に関する基準

1 管理者

事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員を兼務する管理者について、勤務表上で管理者として配置されている日が週2日であり、管理者がすべき業務に照らし少ない状態である。 ・ 管理者が、月の大半を介護職員として夜勤業務に従事している。
指導内容・ポイント
<p>○指定短期入所生活介護事業所の管理者は常勤、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する必要があり、当該事業所の管理業務に支障がない場合に限り、例外的に当該事業所の従業者と兼務することができるものである。</p> <p>○<u>管理業務を適切に行えるような勤務時間の配分を行うとともに、勤務表においてその旨を確認できるよう適切に管理すること。</u></p> <p>【居宅基準省令第122条】</p>

運営に関する基準

1 短期入所生活介護計画の作成

事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者について、短期入所生活介護計画が作成されていない。 ・ 利用日より後に同意を得ている。 ・ 当該計画の期間が終了しているが、新たな計画が作成されていない。
指導内容・ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ○相当期間（概ね4日以上）継続して利用する場合には、短期入所生活介護計画を作成すること。 ○短期入所生活介護計画について、サービス利用前にその内容を利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得た上で、サービスを開始すること。 ○当該計画の期間が終了した際は、新たな計画を作成すること。 <p>【居宅基準省令第128条第2項、第129条】</p> <p>【居宅基準解釈通知第3の八の3(4)①、(5)】</p>

2 機能訓練

事例
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練しか実施していなかった。
指導内容・ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ○<u>利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うこと。</u> ○また、そのために必要な機能訓練体制を構築すること。 <p>【居宅基準省令第132条】</p> <p>【居宅基準省令解釈通知 第3の八の3(8)】</p>

3 勤務体制の確保等

事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の勤務表が作成されていない。 ・ 看護職員及び介護職員以外の職員について、勤務表が作成されていない。 ・ 生活相談員と介護職員を兼務する者の勤務日ごとの職種別（兼務）勤務時間が、勤務表上、明確になっていない。 ・ 勤務状況の管理がなされておらず、勤務実績が確認できない。
指導内容・ポイント
<p>○原則として<u>月ごとの勤務表</u>を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の<u>勤務時間</u>、<u>常勤・非常勤の別</u>、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との<u>兼務関係等を明確にすること</u>。</p> <p>○勤務実績を適切に管理すること。</p> <p>【居宅基準省令第140条で準用する第101条第1項】</p> <p>【居宅基準省令解釈通知 第3の六の3(5)①】</p>

4 勤務体制の確保等（ユニットケア体制）

事例

- ・勤務表上、昼間において、介護職員又は看護職員が不在となっているユニットがある。実際には、隣接ユニットの介護職員が対応しているとのことであるが、勤務体制として不明瞭な状態である。
- ・ユニットリーダーの勤務時間が、常勤職員が勤務すべき時間数を大幅に下回っている。

指導内容・ポイント

- 昼間においては、ユニットごとに介護職員又は看護職員を常時1名配置すること。
- 勤務表に配置状況を適正に記載し、担当職員の役割を明確にすること。
- ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置し、利用者の処遇に支障がない体制を整えること。（当該基準を満たさない場合は、減算の対象）

【居宅基準省令第140条11の2第2項第1号、第3号】

【施設基準第11号ロ】

5 勤務体制の確保等（ユニットリーダー研修受講者の配置）

事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 併設する指定介護老人福祉施設と合わせて、ユニットリーダー研修を受講した職員が1名しか配置されていない。
指導内容・ポイント
<p>○<u>ユニット型短期入所生活介護事業所及び併設するユニット型施設を一体のものとし、ユニットリーダー研修受講者を2名以上配置すること。</u></p> <p>○なお、本来は、ユニットリーダー研修受講者をユニットリーダーとして配置する必要があるが、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修を得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を研修受講者の数に含めても差し支えない。</p> <p>【居宅基準省令解釈通知 第3の八の3(10)①】</p>

介護報酬

1 看護体制加算（I）

事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当加算の算定要件である常勤の看護師1名以上の配置がされないまま（准看護師の配置のみ）請求を行っている。 ・ 当加算の算定要件として配置した常勤の看護師が、本体施設である介護老人福祉施設で主に勤務している。
指導内容・ポイント
<p>○常勤の看護師（正看護師）を1名以上配置すること。</p> <p>○算定要件である常勤看護師は、当該加算を算定する事業所を主として勤務するよう配置すること。</p> <p>○なお、指定短期入所生活介護事業所における業務に支障のない範囲で本体施設における業務に従事することは妨げないことに留意すること。</p> <p>【施設基準告示第12号イ(1)】</p> <p>【施設報酬告示留意事項通知 第2の2(10)①イ】</p> <p>【平成21年3月23日介護保険最新情報vol.69「平成21年4月改定関係Q & A（vol.1）」】</p> <p>〔問79答〕 〔問80答〕</p>

2 療養食加算

事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事箋に基づいた療養食の提供や献立表の作成が実施できていない。
指導内容・ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>食事箋に基づいた適切な栄養量及び内容の食事</u>を提供すること。 ○ なお、事業所の体制として、加算が算定できない場合には、速やかにその旨を届け出ること。 <p>【居宅報酬告示 別表8ハの注口】 【施設報酬告示留意事項通知 第2の2(16)①】</p>

3 緊急短期入所受入所加算

事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該加算における緊急利用者について、利用前の居宅サービス計画を保管していない。
指導内容・ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>緊急利用者に係る変更前後の居宅サービス計画を保存</u>するなどして、適正な緊急利用に努めること。 <p>【施設報酬留意事項通知第2の2(18)④】</p>